

令和 8 年（2026 年）7 月 10 日

長野県人権政策審議会

会長 栗原 岳史 様

長野県知事 阿部 守一



第 2 次長野県犯罪被害者等支援推進計画の検討について（諮問）

本県では、犯罪被害者等基本法及び長野県犯罪被害者等支援条例に基づき、令和 4 年度から 5 年間を計画期間とする「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪形態の多様化や誹謗中傷等による二次被害の発生などの状況の変化、犯罪被害者等の支援ニーズの変化を踏まえ、引き続き関係機関との連携強化や途切れのない支援の充実等の施策を推進していく必要があります。

つきましては、現行計画に基づく施策の成果と課題を検証し、犯罪被害者等に寄り添った支援を一層推進するため、令和 9 年度を初年度とする「第 2 次長野県犯罪被害者等支援推進計画」を検討したく、長野県附属機関条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。